

日弁連法1第285号
2015年（平成27年）1月14日

弁護士会会長 殿

日本弁護士連合会
会長 村 越 進
(公印省略)

弁護実務修習ガイドラインの実施のための実践的かつ具体的な方策について（依頼）

日頃より、当連合会の活動に御理解いただき、誠にありがとうございます。

現在、最高裁判所司法修習委員会幹事会の下に設けられた法曹三者からなるワーキンググループにおいて、司法修習のさらなる充実に向けた方策が検討されており、その一環として、2014年（平成26年）3月6日付けで「弁護実務修習ガイドライン」を作成、配布いたしました。同ガイドラインは、その冒頭に述べているように、「事件の数や種類を求めるのではなく、司法修習生に指導担当弁護士の業務を通じて、弁護実務を体得させるための方法を示すもの」であり、あくまでも「弁護実務修習の方法を例示的に示すもの」ではありますが、司法修習生がなるべく多くの「生の事件」に触れ、それについて、弁護士から個別的な指導が受けられることが望ましいことは言うまでもありません。そのため各会におかれては既に様々な工夫をされていることと存じますが、以下では、その例をお示しするとともに、修習生が一つでも多くの「生の事件」に触れることができるよう、各会の実情に応じて御対応くださるようお願いいたします。

1 個別指導担当弁護士に、修習期間内に、必ずしも適切な事件・素材があるとは限りません。そこで、各弁護士会（司法修習委員会）は、「弁護実務修習ガイドライン」2(1)ないし(6)について、少なくとも1件ずつ行えるよう、弁護士会の規模及び各地の実情に応じて、以下の中から実現可能な方法を選択し、司法修習生に修習の機会を与えてください。

(1) 弁護修習全般について

- ・ 複数の弁護士が所属する事務所に配属した場合、事務所内で事件の補てんを依頼する。

- ・ 個別指導担当弁護士を複数名とする（主担当・副担当とする，主担当を定めた上で3～4名程度のグループとする，会内留学させる等。）。
- ・ 個別指導担当弁護士間で，互いに，司法修習生を一定期間交換する。例えば，主に渉外・企業法務を扱う個別指導担当弁護士と主に法廷実務を扱う個別指導担当弁護士間等においてチェンジする。
- ・ 個別指導担当弁護士の裁量で，事務所内外を問わず，複数の弁護士を指導協力弁護士として届け出ておき，当該指導協力弁護士の下で修習させる。
- ・ 弁護士会の司法修習委員会又は個別指導担当弁護士間でメーリングリスト等を作成し，同メーリングリスト上で，保全・執行，尋問等の適切な事件・素材のある弁護士を募り，それに応じた弁護士の下で修習させる。
- ・ 弁護士会の各種委員会を活用して修習のために適切な事件・素材のある弁護士の情報を収集し，当該弁護士に協力を要請する。

(2) 法律相談について

- ・ 弁護士会・法テラスあるいは市区村町の法律相談センター等において，個別指導担当弁護士以外の相談担当弁護士に，司法修習生が同席できることとする。

(3) 刑事弁護について

- ・ 弁護士会・法テラスにおいて，国選弁護，当番弁護を個別指導担当弁護士あるいは当該個別指導担当弁護士と同じ事務所に所属する弁護士に優先配点する。
- ・ 個別指導担当弁護士以外の当番弁護担当弁護士による接見に，司法修習生が同席できることとする。

(4) 尋問について

- ・ ガイダンス等を通じて，個別指導担当弁護士に対し，弁護実務修習中に尋問期日が開かれなくとも，近々その予定がある事件を題材にする等して，なるべく尋問事項を作成させ，指導する修習を行っていただくよう周知する。

2 修習期間の中間時期において，実際に「弁護実務修習ガイドライン」2(1)ないし(6)の修習ができているか，個別指導担当弁護士又は司法修習生から確認し，できていない場合は，前記1の各方法を駆使しながら，なるべく修習の機会を与えてください。

なお，確認の方法は，添付の「中間報告書(案)」を参考にアレンジしてお使いいただくか，その他適宜の方法（メール，FAX，中間報告会の開催等）をとってください。

20**年*月*日

**弁護士会司法修習委員会 御中
(F A X)

中間報告書

氏名（司法修習生又は個別指導担当弁護士）

現時点における弁護実務修習において、以下項目につき、修習の有無又は修習予定の有無を報告してください。個別指導担当以外の弁護士（事務所内の他の弁護士、事務所外で協力を得られる弁護士等）の下で修習した、あるいは今後修習する具体的予定があるものも含まれます。

1 法律相談等

- (1) 事務所内あるいは法律相談センター等における法律相談
修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）
- (2) 依頼者からの事情聴取，打合せ
修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）

2 民事事件における起案（単なる起案ではなく、個別指導担当弁護士・修習生間で意見交換，議論等を伴ったもの）

- (1) 訴状・答弁書・準備書面・陳述書等
修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）
- (2) 尋問事項書
修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）
- (3) 請求書・回答書・示談書・契約書等の訴訟外法律文書
修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）

3 民事事件における尋問準備と立ち会い

- 修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）

4 刑事事件

- (1) 初回接見
修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）
- (2) 起訴前の弁護活動（2回目以降の接見，示談，意見書等の起案，検察官面会等）
修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）
- (3) 起訴後の弁護活動（接見，示談，弁論要旨の起案，公判立会等）
修習済 未修習（今後修習の予定がある 今後も修習の予定はない）

5 その他の事件（民事保全・執行，倒産事件，家事事件，少年事件等）

- 修習済（具体的に： _____）
- 未修習だが今後修習の予定がある（具体的に： _____）
- 未修習で今後も修習の予定はない